

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

●申告書の提出期限 1月31日（木）

●申告が必要な人

- ・町内で事業をしている個人または法人
- ・町内で事業はしていないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

※確定申告または住民税申告で、営業、農業などの事業について申告する人は、償却資産の申告も必要です。資産がない場合でも申告する必要があります。

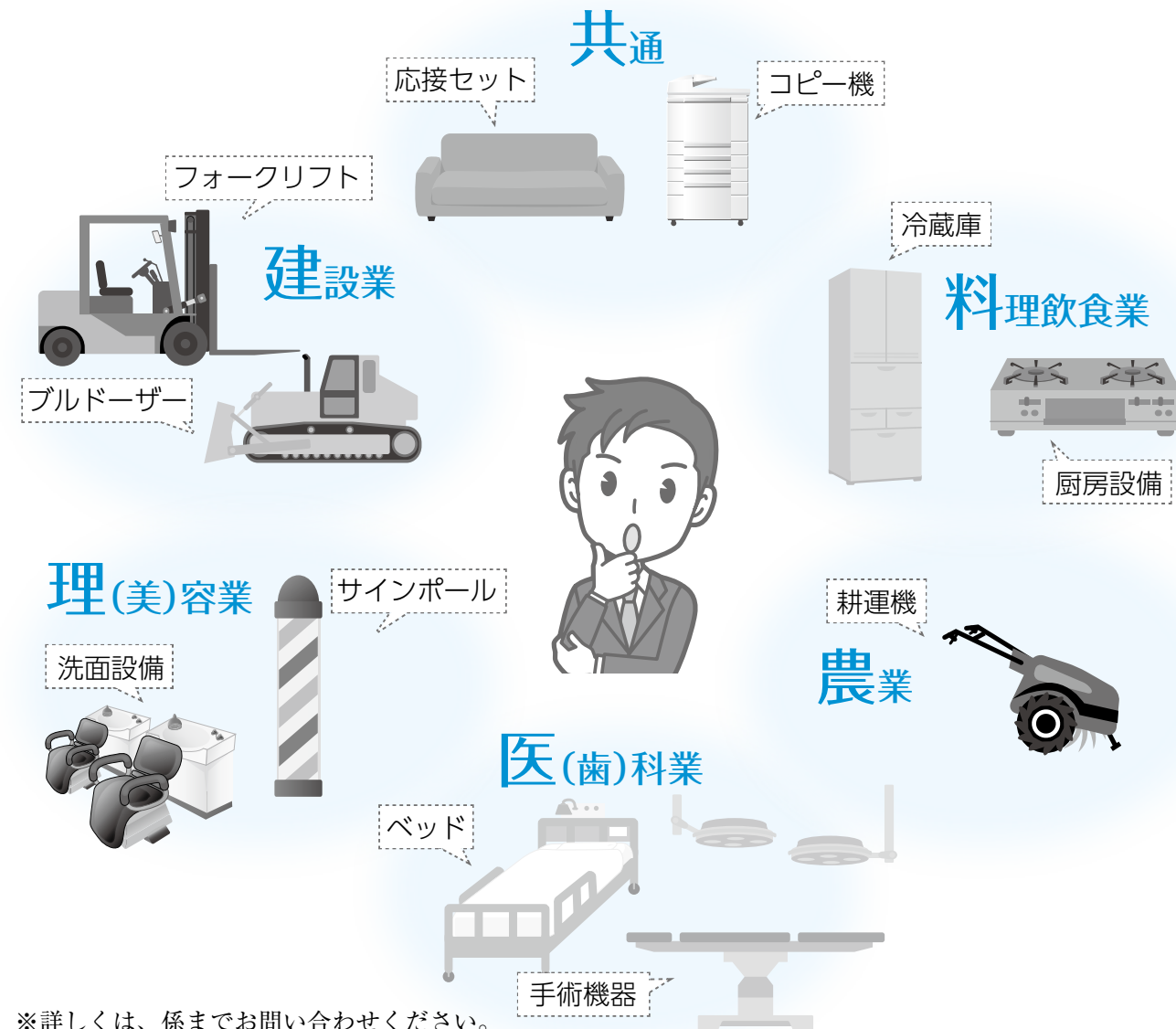
●申告方法

昨年申告をした人には、12月中旬に申告用紙を郵送しています。1年間の償却資産の増減を申告してください。

新たに事業を始めた人、申告用紙が届かない人は、ご連絡ください。

償却資産とは？？？
償却資産とは、固定資産税の一種で、事業をしている人がその事業をするために使用している資産（構築物、機械、装置、工具、器具・備品など）のことで、次のようなものがあります。

●償却資産の対象となるもの（業種別の例）



※詳しくは、係までお問い合わせください。

『税金の大切さ』



三加和中学校 三年 仲田 ひな

和水町教育長賞

私は、学校で六月に租税教室がありました。そのとき私が小さかったときに起こったことを思い出しました。

私が一歳三ヶ月の時。私はお風呂でおぼれたことがあります。その時、私は救急車で病院へと運ばれ診察を受けました。その話を両親から聞いた時はびっくりで、私は両親に「救急車で運ばれたのならば、お金とつてもかかったんだね。しかも、診察代もいるでしょ。」と言いました。すると両親は、「それが税金の大切なところ。和水町は十八歳まで治療費も無料だし、救急車なども税金でまかなわれているんだ。もし、その税金がなかったら、大変なことになるっているし、ひなの命も危なかったから、税金はひなの命を救ったんだよ。」

そう両親は言っていました。そのあと、私は小さい時は体が弱かったため、病気になる入院をし、

二十四時間ずっと点滴をしていたこともあります。そう。私は税金に命を救われたのです。もし、税金がなかったら私は命を落としていたかもしれない。そう考えると、私は税金は大切と思うようになりました。また、家族の中でも、私のひいおじいちゃんも救急車に乗ったことがあります。ひいおじいちゃんも川でおぼれたことが原因でした。残念ながら、ひいおじいちゃんはそこで息を引き取りました。それでも私は、少しでもひいおじいちゃんが長く生きてくれたこと。そして救急隊や病院の人から助けていただいたことをとても感謝し、税金はこれからも大切なんだということを感しました。私は両親が毎月汗水たらしながら働いてくれている給料から納めてくれた税金を使わせていただくことへの感謝を忘れず、またたくさん税金を納めていただいているたくさんの人達への恩を忘れないように、これから私も、税を納めていこうと思います。税金は人を笑顔にします。そして、世界を明るくし、たくさんの人々を救い助けてくれます。税金はけっしてマイナスではなく、必ずプラスになるのです。

税金クイズ～税について考えよう～



Q1 日本で消費税が導入されたのはいつ？

- ① 2004年(平成16年)
- ② 1954年(昭和29年)
- ③ 1989年(平成元年)

Q2 海外にある、みんなが太りすぎないための税金はどれ？

- ① おやつ税
- ② 食べ過ぎ税
- ③ ポテトチップス税

Q3 お年玉やお小遣いにも税金はかかる？

- ① かからない
- ② かかる場合もある
- ③ かかる

Q4 この中で税金が使われているモノはどれ？

- ① 道路の整備や消防署
- ② ゲームセンターや映画館
- ③ コンビニやスーパー

Q5 どうして税金をきちんと納めるの？

- ① 先生に怒られるから
- ② 国民の義務だから
- ③ 無駄遣いしないため

答え

Q1: ③…1989年4月に3%で導入されました。現在は8%ですが、2019年の10月から10%になります。
Q2: ③…2011年9月からハンガリーで導入されています。ポテトチップス1キロあたり約80円が課税されます。
Q3: ②…ある一定の額を超えると税金がかかります。
Q4: ①…安全な暮らし、便利な暮らしなどのために使われています。消防車はポンプ車だと約1,300万円、高層用はしご車は約1億6千万円、信号機は1基当たり240～470万円かかっています。
Q5: ②…納税は国民の三大義務のひとつとして憲法に定められています。国民の三大義務とは、「納税」「勤労の義務」「教育を受けさせる義務」です。

私たちが納めた税金は、健康で文化的な暮らしを送れるよう、公共施設を整備したり、平等に教育を受けられるようにしたり、安心して医療を受けられるようにすることなどに使われています。税金は、町民生活のために必要な費用を町民みんなで分担する「社会の会費」のようなものです。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723（内線514）